

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「林務長 防災危機管理監」を「防災危機管理監 林務長」に、「企画調整主幹 主幹（部又は局付の者に限る。） 政策参事 政策主幹」を「政策参事 政策主幹 企画調整主幹 主幹（部又は局付の者に限る。） 総括技術審査監」に、「場長 園長 校長 支所長（所長の事務を専決する権限を有する者に限る。） 副所長 事務局次長 副場長 次長（所長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。） 副園長 副校長（校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。） 地域防災幹 副園長 支所長（所長の事務を専決する権限を有する者に限る。） 場長 校長 副校長（校長の事務を代決する権限を有する者に限る。）」に改める。
別表教育委員会の項中「理事 文化振興監 次長」を「次長」に、「企画調整主幹 参事」を「理事 文化振興監 参事 学力向上対策監 企画調整主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

● 平成二十七年山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について

平成二十七年山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年六月十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
初 級	行政	2名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察行政	2名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	土木	2名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
資格免許職職員	言語聴覚士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、言語聴覚療法に関する専門的業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	12名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許
初 級	行政	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
	警察行政	
	土木	
資格免許職職員	言語聴覚士	昭和61年4月2日以後に生まれた者で、言語聴覚士の免許取得者又は平成28年において最初に実施される言語聴覚士国家試験により当該免許取得見込みの者
小中学校事務職員	学校事務	昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者（言語聴覚士は除く。）
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 言語聴覚士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成27年7月3日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成27年8月10日(月)から平成27年8月31日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成27年8月31日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる場合

- ・ 平成27年8月10日(月)から平成27年8月24日(月)まで

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。ただし、平成27年8月24日(月)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。)

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成27年9月27日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成27年10月18日(日) (適性検査、作文)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成27年10月31日(土)～ 平成27年11月1日(日) (個別面接)	
第3次試験	平成27年11月22日(日) (個別面接)	

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	土木 以外 40点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、初級及び 学校事務職員については高等学校卒業程度、資格免許職職員に ついては短期大学卒業程度の五肢選択式による筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的 推理、資料解釈</p>
		土木 20点	
	専門試験 (土木のみ) 【試験時間120分】	土木 のみ 20点	<p>試験職種に応じた専門的知識、能力等について、高等学校卒業程 度の五肢選択式による筆記試験を行う。 ・出題数は40題とする。</p> <p>【出題分野】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理 学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木 施工</p>
第2次試験	人物試験Ⅰ	20点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
	人物試験Ⅱ		表現力、積極性、創造性等について、個別面接を行う。
	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
第3次試験	人物試験Ⅱ	40点	表現力、積極性、創造性等について、個別面接を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	

※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政については、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。

※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点（土木の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点）の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験（土木のみ）	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第3次試験・人物試験Ⅱの得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第2次試験・人物試験Ⅰ及びⅡの合計得点により、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|-----------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成27年10月 9日 (金) |
| イ 第2次試験合格者発表 | 平成27年11月13日 (金) |
| ウ 最終合格者発表 | 平成27年11月27日 (金) |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、初級及び小中学校事務職員の場合約150,800円（平成27年4月1日現在）。なお、資格免許職（言語聴覚士）は新規の職種であり、約181,800円がめやすとなる。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 受験の際には、「平成27年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

● 身体障害者を対象とした平成二十七年山梨県職員採用選考試験の実施について
身体障害者を対象とした平成二十七年山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す
る。

平成二十七年六月十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
警察行政	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

ウ 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）

エ 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成27年7月3日（金）

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成27年8月10日（月）から平成27年8月31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ・ 郵送の場合は、平成27年8月31日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・ 平成27年8月10日（月）から平成27年8月24日（月）まで
- ・ 平成27年8月24日（月）は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。）

4 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	平成27年9月27日（日） （受付時間）午前8時30分～午前9時 ※試験は、午後0時30分ごろ終了予定	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）
第2次試験	平成27年10月27日（火）、28日（水） ※両日とも受験する必要があります。	山梨県立あけぼの医療福祉センター （韮崎市旭町上条南割3251-1）

5 試験方法

区 分		配点	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分)	60点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈</p>
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文試験 (試験時間60分)	30点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験	60点	表現力、積極性、創造性、適性等について、個別面接及び適性検査を行う。
	身体検査		職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、医師による検査を行う。
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

※ 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- | | |
|--------------|----------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成27年10月9日(金) |
| イ 最終合格者発表 | 平成27年11月13日(金) |

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む、高校卒の場合）は、約150,800円（平成27年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 受験の際には、「平成27年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」で詳細について必ず確認すること。

◎ 第八十六回（平成二十七年） 山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について
第八十六回（平成二十七年） 山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年六月十八日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分		採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性		16名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 なお、警察官 A（男性/武道指導）は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	
	女性		2名程度	
警察官 B	男性		36名程度	
	女性		4名程度	

※採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分		年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性		昭和60年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成28年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	平成28年4月1日
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	昭和60年4月2日以後に生まれた男性		
	女性		昭和60年4月2日以後に生まれた女性		
警察官 B	男性		昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性	警察官 A の学歴要件に該当しない者	
	女性		昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

イ 警察官 A（男性/武道指導）を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成27年7月3日（金）

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	平成27年7月27日（月）から平成27年8月21日（金）まで（土曜日、日曜日を含む。）	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成27年7月27日（月）から平成27年8月21日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）	
郵送	山梨県警察本部警務課	平成27年7月27日（月）から平成27年8月21日（金）まで	平成27年8月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		平成27年7月27日（月）から平成27年8月14日（金）まで	平成27年8月14日（金）の午後5時15分までに受信したものに限り。〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成27年9月20日（日） （警察官A（男性／武道指導）以外：教養試験・論（作）文試験） （警察官A（男性／武道指導）：教養試験・実技試験・身体検査（1回目）） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで （受付場所）16号館入口付近	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次試験	平成27年10月10日（土）（集団面接）	山梨県職員研修所 （甲府市住吉二丁目1-17）
	平成27年10月11日（日） （警察官A（男性／武道指導）以外：適性検査・身体検査（1回目）・体力試験） （警察官A（男性／武道指導）：適性検査・論文試験）	山梨大学甲府キャンパス （甲府市武田四丁目4-37）
第3次試験	平成27年11月4日（水）～11月5日（木）のうち指定する1日 （身体検査（2回目））	山梨病院 （甲府市朝日三丁目1-16）
	平成27年11月24日（火）～11月25日（水）のうち指定する1日 （個別面接）	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容	
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A (男性/武道指導)は 20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)	
	資格加点	武道	5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う(別掲1)。*男性/武道指導は除く。
		英語	5点	
	警察官A(男性/武道指導)のみ実施			
	実技試験	20点	柔道又は剣道について、武道指導に必要な技能を有するかを実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能	
身体検査 (1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。		
第2次試験	人物試験Ⅱ	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。	
	警察官A(男性/武道指導)は除く。			
	身体検査 (1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。	
第3次試験	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ・公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸	
	第1次試験日に実施 〔警察官A(男性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日(10月11日)に実施〕			
	論文試験 (警察官A)	20点	理解力、思考力、構成力、表現力等について、文章による試験を行う。 【試験時間】90分	
	作文試験 (警察官B)	20点	構成力、表現力等について、文章による試験を行う。 【試験時間】60分	
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕			
人物試験Ⅰ	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて、検査を行う。		
人物試験Ⅱ	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。		
身体検査 (2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。		
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。		

- (1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日（警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日）に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
 また、警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験Ⅰは、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順（ただし、警察官A（男性/武道指導）の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順）、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準																							
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合（警察官A（男性/武道指導）以外） ・得点が配点の2割未満の場合（警察官A（男性/武道指導））																							
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力</td> <td>37kg以上</td> <td>21kg以上</td> </tr> <tr> <td>上体起こし（30秒間）</td> <td>12回以上</td> <td>5回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>27cm以上</td> <td>31cm以上</td> </tr> <tr> <td>反復横とび（20秒間）</td> <td>31回以上</td> <td>27回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン（往復持久走）</td> <td>18回以上</td> <td>10回以上</td> </tr> <tr> <td>立ち幅とび</td> <td>162cm以上</td> <td>113cm以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	握力	37kg以上	21kg以上	上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上	長座体前屈	27cm以上	31cm以上	反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上	20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上	立ち幅とび	162cm以上
試験種目		基準																							
		男性	女性																						
握力		37kg以上	21kg以上																						
上体起こし（30秒間）		12回以上	5回以上																						
長座体前屈		27cm以上	31cm以上																						
反復横とび（20秒間）		31回以上	27回以上																						
20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上																							
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上																							
体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>10回以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上															
試験種目	基準																								
	男性	女性																							
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上																							

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
- ア 第3次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点の上位者
 イ 第2次試験・人物試験Ⅱ（集団面接）の得点の上位者
 ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成27年10月2日（金）
 第2次試験合格者発表 平成27年10月23日（金）
 最終合格者発表 平成27年12月4日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約213,000円、短期大学卒の場合約195,400円、高等学校卒の場合約177,500円（いずれも平成27年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成27年度山梨県警察官採用試験案内 警察官A（第2回）・警察官B」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性） 警察官A（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
警察官B（男性） 警察官B（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までには取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類 (原本及び原本の写し)
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目	合格基準	
	警察官A (男性)、警察官A (男性/武道指導) 及び警察官B (男性)	警察官A (女性) 及び警察官B (女性)
身体検査 (1回目) 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
身体検査 (2回目) 視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務遂行上支障がないこと。	
聴力	正常であること。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	